

技術検討ワーキンググループ(WG)からの報告

- ① 技術検討WGの議事概要
- ② 修補等の基本方針(案)に対する主な意見

① 技術検討WGの議事概要

技術検討WGの議事概要

開催日時：令和6年10月23日(水)15:00～17:00

出席者：秋葉委員(座長)、福手委員、伊藤委員、渡邊委員、高橋委員(WEB)

議 事：

(1)説明事項

○修補等の基本的な考え方

- ・通常、発注者との協議を経ずに仕様と異なる工事が行われた場合には、仕様の通りに工事のやり直し(修補)を求めることが基本。
- ・一方、本事案では、工事引渡し時に求める品質管理基準は満たしており、現状でも変状等はないことから、当面の使用における安全性には直ちに問題があるわけではない。
また、修補する場合の工事規制による交通への影響等が大きいことから、直ちに全ての工事の修補を実施することは現実的ではない。
- ・そのため、「経過観察を実施し、変状が確認された段階で補修を行う」方向としたい。
- ・ただし、管理者が施設の特性や交通の影響等を踏まえて、経過観察を行わずに修補を実施する必要があると判断した場合等は修補することもありうる。

○「求めた仕様と異なる点」とそれに伴う影響

- ・求めた仕様と異なる点は以下の通り。
 - 「①再生骨材の混入」及びこれに伴う新規 A sの配合量の減少による「②改質剤の不足」
 - 再生骨材を配合する場合に使用することが望ましいとされる「③再生用添加剤の未使用」
- ・土木研究所の試験データ等を踏まえると
 - 「再生骨材の混入」の割合が高い工事や「改質剤が不足」する工事については、「ひび割れ」及び「わだち掘れ」の早期発生が懸念される。
 - 「再生用添加剤の未使用」の工事については、「ひび割れ」の早期発生が懸念される。
- ・一方、検討を進める中で、約10年前に引き渡しを受けた一部の工事において再生骨材の混入を新たに把握したが、現時点までに路面の変状は確認されていない。

(2) 審議事項

○修補等の基本方針(案)

(経過観察の方法)

- ・経過観察を行う期間は、表層を使い続ける目標期間として各管理者が設計時に設定した年数とする。
- ・経過観察は、異なる仕様で施工された箇所において、年1回程度実施するものとし、各管理者が定める点検要領等の項目について定量的に調査するものとする。
- ・経過観察にあたっては以下の点に留意するものとする。

- ・再生骨材の混入の割合が高い工事や、改質剤が不足する工事は、「ひび割れ」及び「わだち掘れ」の早期発生に注意する。
- ・再生用添加剤が未使用の工事は、「ひび割れ」の早期発生に注意する。
- ・隣接する箇所に同時期に仕様どおりに施工された工事箇所がある場合は、比較工区として変状の差を確認する。

(補修の実施)

- ・経過観察により、変状が確認された段階で補修を実施する。
- ・補修の判断は、各管理者において設定する補修の目安をもとに、変状の原因を調査した上で行うものとする。
- ・補修は、経過観察期間中における表層機能の保持を満足する内容とし、具体的には管理者との協議により決定するものとする。
- ・補修の実施者(費用負担含む)は、変状の原因調査の結果等を踏まえて、受注者と管理者とで協議して決定するものとする。

(合材価格の差額の取り扱い)

- ・差額の返金を求める場合、不正納入された合材が使用された箇所の再施工に要する費用に相当する額とすることも考えられる。
- ・しかしながら、引き渡し時の品質管理基準を満たしており、現状でも変状等が無いことから、当面の使用における安全性には直ちに問題があるわけではなく、また、長期耐久性に関する知見も不足していることも踏まえ、明らかな不正利益と考え得る「契約時に求めた合材」と「不正納入された合材」の単価の差額の返金を求める(あわせて、経過観察期間中における表層機能の保持を満足する補修も求める)ものとする。
- ・「不正納入された合材」の単価は、同様の配合で製造した場合の合材価格を複数社から見積もりをとった上で、その平均値を採用する。

(修補等を求める工事の範囲)

- ・契約書に基づく契約不適合の請求が可能な期間である過去2年以内の工事とする。
- ・また、今回の事象は(株)NIPPO及び鹿島道路(株)の故意・重過失に相当すると考えられることから、両社が受注した工事については、民法上、契約不適合の請求が可能な期間である過去10年以内の工事も対象とするものとする。

(以 上)

② 修補等の基本方針(案)に対する主な意見

修補等の基本方針(案)に対する主な意見

○修補等の基本的な考え方について

- ・今回整理する「修補等の基本的な考え方」により、他の工事で同様の事象が発生した場合においても、完成後に異常が出ていなければ修補を実施する必要がないなどといった、誤ったメッセージの発信にならないように留意すべき。
- ・施設の特性や交通への影響の他、(株)NIPPO及び鹿島道路(株)において年内に公表予定の「不正納入のあった各工事での長期耐久性の検証結果」も踏まえて、各道路管理者が修補等の実施を判断できるようにすべき。
- ・当面の使用における安全性には直ちに問題があるわけではないという一方で、長期的な耐久性への懸念があるということも記載すべき。

○補修の実施について

- ・補修の実施者については、変状の原因が他の要因である場合は管理者と協議して決定することもあり得るが、基本的には受注者とすべき。

○その他

- ・(株)NIPPO及び鹿島道路(株)の技術検証委員会における長期耐久性の検証結果や、今後、経過観察時に取得するデータは、再生骨材の長期耐久性の知見として有用である。今後、これらデータを活用し再生骨材の新たな適用範囲を検討するなど、再生骨材の利用拡大を図るべき。
- ・(株)NIPPO及び鹿島道路(株)に対しては、今回整理する基本方針に基づき修補等を求める他、行政処分等も念頭に厳正に対処すべき。